

令和6年度 第1回 山口県道路メンテナンス会議

日時：令和6年9月9日（月）
13：30～15：30

場所：山口河川国道事務所
第1会議室
(Web会議の併用)

議 事 次 第

○ 開 会

○ 挨 拶

○ 議 事

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 規約改正 | 資料－1. P 1 |
| 2. 道路メンテナンス会議年間スケジュール | 資料－2. P 6 |
| 3. 自治体支援の取組 | 資料－3. P 9 |
| 4. 2巡目点検の結果 | 資料－4. P 14 |
| 5. 連絡調整 | |

○ 閉 会

資料－ 1

1. 規約改正

山口県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「山口県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、山口県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検及び修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断及び技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、山口県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長2名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長、副会長は山口県土木建築部道路整備課長及び西日本高速道路株式会社中国支社山口高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者の幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所総括保全対策官が担当する。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所道路管理第二課、山口県土木建築部道路整備課、西日本高速道路株式会社中国支社山口高速道路事務所統括課及び西日本高速道路株式会社中国支社周南高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月29日から施行する。

平成27年 6月10日 別表1、別表2改正

平成28年 7月 6日 別表1、別表2改正

平成29年 7月10日 別表1、別表2改正

平成30年 7月 9日 別表2改正

令和 元年 8月26日 別表1、別表2改正

令和 2年 8月28日 別表1、別表2改正

令和 3年 9月 2日 別表2改正

令和 4年 9月 2日 別表1、別表2改正

令和 5年 9月 4日 別表2改正

令和 6年 月 日 別表2改正

令和6年度 山口県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役職
会長	国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長
副会長	山口県土木建築部	道路整備課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	山口高速道路事務所長
	下関市	建設部長
	宇部市	土木建設部長
	山口市	都市整備部長
	萩市	土木建築部長
	防府市	土木都市建設部長
	下松市	建設部長
	岩国市	建設部長
	光市	建設部長
	長門市	建設部長
	柳井市	建設部長
	美祿市	建設農林部長
	周南市	建設部長
	山陽小野田市	建設部長
	周防大島町	産業建設環境部長
	和木町	都市建設課長
	上関町	土木建築課長
	田布施町	建設課長
	平生町	建設課長
	阿武町	土木建築課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	国土交通省中国地方整備局	中国道路メンテナンスセンター長
	一般財団法人山口県建設技術センター	技術部 技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
	西日本高速道路中国支社	保全サービス統括課長
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課	
	山口県土木建築部 道路整備課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課	

令和6年度 山口県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役職
幹事長	国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所	総括保全対策官
副幹事長	山口県 土木建築部 道路整備課	主査
副幹事長	西日本高速道路株式会社 中国支社 山口高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社 中国支社 周南高速道路事務所	統括課長
	下関市	道路河川建設課長
	宇部市	道路整備課長
	山口市	都市整備部 道路河川管理課長道路管理課長
	萩市	土木課長
	防府市	道路課長
	下松市	建設部 次長兼土木課長
	岩国市	道路課長
	光市	建設部次長兼道路河川課長
	長門市	都市建設課長
	柳井市	土木課長
	美祢市	建設農林部次長
	周南市	道路課長
	山陽小野田市	土木課長
	周防大島町	施設整備課長
	和木町	都市建設課 課長補佐
	上関町	土木建築課長補佐
	田布施町	建設課長
	平生町	建設課 課長補佐兼管理班長
	阿武町	土木建築課 課長補佐主任
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター	技術課長
	一般財団法人 山口県建設技術センター	技術課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部地域道路課	課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課	
	山口県土木建築部 道路整備課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所 統括課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 周南高速道路事務所 統括課	

資料－ 2

2. 道路メンテナンス会議年間スケジュール

山口県道路メンテナンス会議 年間スケジュール

--- 【令和6年度】 ---

8月26日

メンテナンス年報の公表

9月9日

第1回 道路メンテナンス会議

- ・令和5年度の点検結果、修繕実施状況
- ・令和6年度自治体技術支援（活動予定）
- ・課題の共有、連絡調整 など

(同時開催)

跨道橋連絡会議

随時

点検技術勉強会 等

12月頃

道路メンテナンス会議（実務担当者会議）

- ※実務担当者会議を予定
- ・令和6年度点検進捗状況
- ・課題の解消に向けた意見交換 など

<参考>

令和元年度：12/13

令和2年度：12/24

令和3年度：11/1

令和4年度：12/16

令和5年度：12/25

・令和6年度点検実施結果（見込み）

3月頃

第2回 道路メンテナンス会議

- ・令和6年度の点検見込、修繕実施状況
- ・令和7年度の点検計画
- ・令和6年度自治体技術支援（活動報告）
- ・直轄診断箇所のおすすめ など

<参考>

令和元年度：3/16

令和2年度：3/15

令和3年度：3/16

令和4年度：3/22

令和5年度：2/26

(同時開催)

道路鉄道連絡会議

年間スケジュール（令和6年度）

月	予 定
4月	道路法77条に基づく道路の維持または修繕の実施状況調査
5月	5月中旬締切
6月	
7月	
8月	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">VRを活用した橋梁点検講習会（主催 中国MC） 8月8日</div> <div style="background-color: #f4cccc; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">道路メンテナンス年報の公表 8月26日</div> </div>
9月	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">道路メンテナンス会議（第1回） 9月9日</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">跨道橋連絡会議 9月9日</div> </div>
10月	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">橋梁点検勉強会（西部） 10月28日</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">トンネル点検勉強会 10月～11月</div> </div>
11月	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">橋梁点検勉強会（東部） 11月</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">道路メンテナンス会議（実務担当者会議） 11月～12月</div> </div>
12月	
1月	
2月	
3月	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">道路メンテナンス会議（第2回） 3月頃</div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc;">道路法77条に基づく道路の維持または修繕の実施状況調査</div> </div> <div style="background-color: #d9ead3; padding: 5px; border: 1px solid #ccc; margin-top: 5px;">道路鉄道連絡会議 3月頃</div>

資料－ 3

3. 自治体支援の取組

令和5年度の取組結果(橋梁点検勉強会(木与会場))

- 道路構造物の点検・診断を通じて、各道路管理者の職員の技術力向上を図る目的で、勉強会を開催。
- 今回の勉強会は、点検から補修工事までの一連の流れを習得するため、点検・診断、補修設計、補修工事の各ブースで留意点の説明を行った。

開催日時: 令和5年9月25日(月) 13:00~16:00

開催場所: 国道191号 木与跨線橋

参加者: 山口県、萩市、防府市、長門市、岩国市、下関市、直轄の技術職員、コンサル技術者

36名が参加

(勉強会の内容)

点検・診断、補修設計、補修工事の各ブースにおいて、以下の説明を行った。

【点検・診断ブース】: 点検時の着眼点、本橋の損傷状況、点検支援技術の紹介、診断の流れ

【補修設計ブース】: 定期点検結果を踏まえた補修設計、劣化原因特定から補修工法の選定

【補修工事ブース】: ひび割れ注入工、断面修復工の作業実演

(アンケート結果)

○経験年数: 経験年数1年未満の方から10年以上の方まで幅広く参加されていた。

○理解度: ほとんどの方が理解できたという回答であった。理解できないと回答があった方から、直轄点検のみで実務と相違があるとの意見があった。

○講習内容: ほとんどの方が利用できるとの回答であった。

○今後、実施して欲しい内容: 点検・診断関係の内容を多く盛り込んで欲しい要望が多かった。具体的意見の中に、実際の損傷が見たい、占用物(水道管ほか添加物)と診断結果の事例が欲しい。との意見があった。

○自由意見:

- ・実際の施工現場、点検現場を確認したかった。
- ・個人が実施出来る点検方法があれば良い。
- ・毎年度の開催と集中的内容を望む。



令和5年度の取組結果(トンネル点検勉強会)

- 道路構造物の点検・診断を通じて、各道路管理者の職員の技術力向上を図る目的で、勉強会を開催。
- 今回の勉強会では、基礎的な知識を習得するため、座学でトンネルの変状、点検支援技術、工法による損傷の違いと着眼点の講習、現場でトンネル点検の実習を行った。

開催日時：令和5年10月18日（木）13：00～15：30

開催場所：座学（維新百年記念公園 維新大晃アリーナ）
現地実習（国道9号 朝田トンネル（上・下））

参加者：山口県、コンサル技術者、技術センター職員、直轄技術職員
30名参加

（座学）

座学を3コマに分け、①道路トンネルの外力による変状について、②点検支援技術（画像計測）の活用効果と精度検証について、③朝田トンネルの概要と施工工法の違いによる損傷部位の着眼点について。

（現地実習）

山口市の国道9号にある朝田トンネルで高所作業車に搭乗して、うきや豆板等の補修跡等近接目視するとともに、クラックスケールを用いてひび割れ計測を行い、点検ハンマーで打音検査、点検支援技術の1つであるブルードクターでの浮き、剥離の調査の実習を行った。

（アンケート結果）

- 経験年数：1年未満から10年以上の方まで幅広く受講されていた。
- 理解度：全ての方が理解できたという回答だった。
- 講習内容：全ての出席者が、今回の内容は今後利用できるとの回答であった。
- 自由意見：
 - ・座学と現場実習の両方があったので、理解を深めることができた。
 - ・NATM工法と在来工法（矢板工法）との対比、外力による変状が勉強になった。
 - ・点検に関して、機材や技術が進歩していることが解った。
 - ・状態が比較的良いトンネルだったので、補修設計を検討している段階のトンネルで実習を受けたい。

座学



現地実習



令和5年度の取組結果(橋梁点検勉強会(下関会場))

- 道路構造物の点検・診断を通じて、各道路管理者の職員の技術力向上を図る目的で、勉強会を開催。
- 今回の勉強会は、基本的な知識を習得するため、現場で橋梁点検・診断の体験、点検支援技術の実習、非破壊調査の実習を行った。

開催日時: 令和5年11月9日(木) 13:00~15:30

開催場所: 国道2号 木屋川橋(上り)

参加者: 山口県、長門市、コンサル技術者、直轄の技術職員

20名が参加

点検支援技術(損傷抽出支援技術)



点検支援技術(ドローン)



点検支援技術(ボート型ドローン)



非破壊調査(RCレーダー)



(勉強会の内容)

点検・診断、点検支援技術、非破壊調査において、技術の概要や使用機器の使い方などの実習を行った。

(アンケート結果)

- 経験年数: 経験年数1年未満の方から、6年以内の方までが参加されていた。
- 理解度: 参加者全員が理解できたという回答であった。
- 講習内容: ほとんどの方が利用できるとの回答であった。利用できないと回答があった方から、長大橋や特殊な場所にある橋梁に限定される点検支援技術であると印象を受けたとの意見があった。
- 自由意見:
 - ・点検支援技術が多数あり、勉強になった。
 - ・河川の維持管理にも利用できそうな技術であったため、参考になった。
 - ・最新の技術を体験できて非常に良かった。
 - ・今回紹介があった技術は、長大橋や、特殊な場所にある橋梁に限定される印象を受けた。

令和6年度の取組予定

《橋梁点検勉強会》※2回実施予定（西部・東部）

- 実施日：（西部）令和6年10月28日（月）、（東部）11月予定
- 内容：
・定期点検要領の改訂に伴う現地講習
・様式作成のディスカッション及び解説
・点検支援技術の紹介

《トンネル点検勉強会》

- 実施日：10月～11月予定
- 内容：
・トンネル点検の基礎的な知識習得
・点検支援技術の紹介
・現地実習

○橋梁点検勉強会（西部）

対象橋梁：唐樋橋（からどいばし）

【橋梁諸元】

- 所在地：下関市王喜宇津井一丁目
- 管理者名：下関市役所 建設部 道路河川建設課
- 路線名：（市道）王喜開作線
- 路下条件：芝川支流
- 架設年次：1959年
- 橋長：6.1m
- 幅員：5.6m
- 橋梁形式：RC床版橋、重力式橋台2基

昨年度、開催後のアンケートで、自治体が管理する小規模橋梁での開催要望があったことから、下関市管理の橋梁で勉強会を開催する。



位置図



拡大図



国土地理院「地理院地図（電子国土Web）」に一部加筆

資料－４

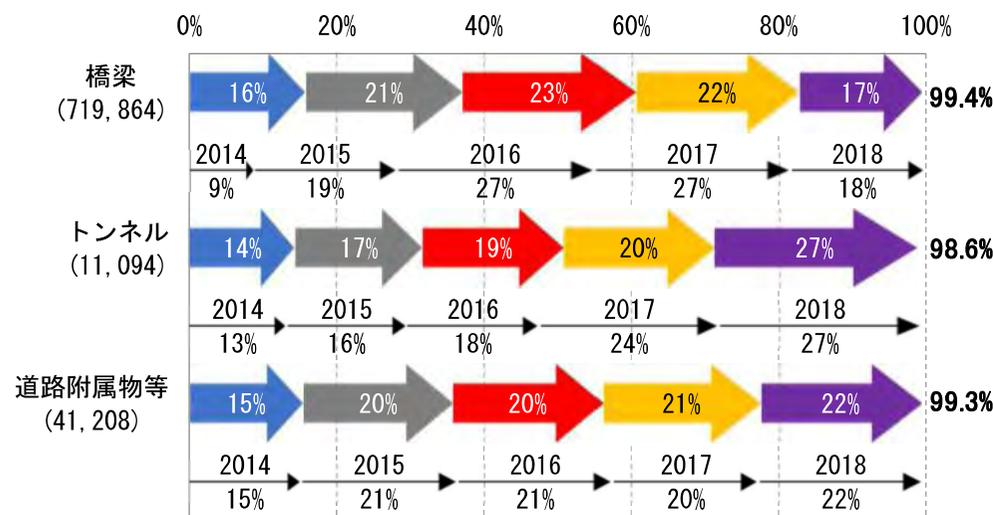
４．２巡目点検の結果

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 2巡目(2019~2023年度) 国土交通省

- 全道路管理者の2巡目(2019~2023年度)の点検実施状況は、橋梁:99.4%、トンネル:98.6%、道路附属物等※:99.3%と、概ね100%となっている。
- 全道路管理者の2019~2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:8%、トンネル:29%、道路附属物等:12%

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

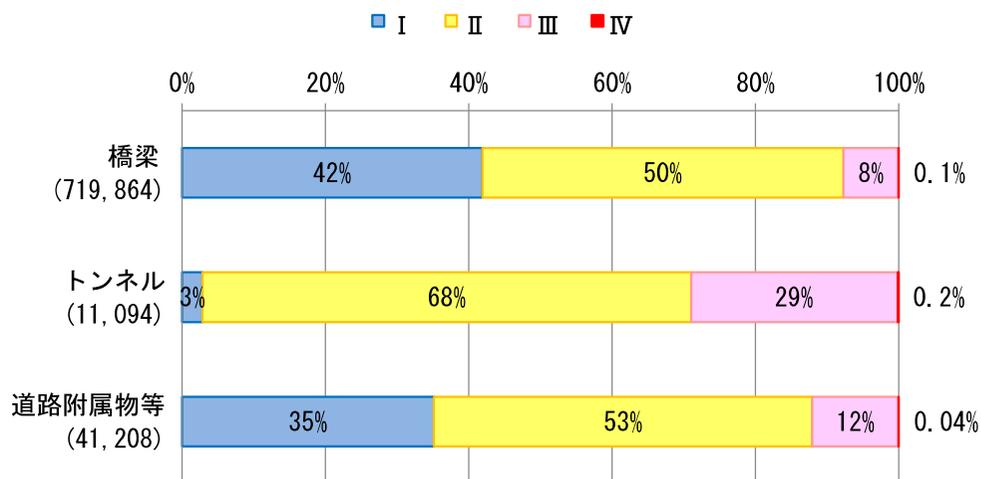
2巡目(2019~2023年度)の点検実施状況



2019年度 → 2020年度 → 2021年度 → 2022年度 → 2023年度 → 1巡目点検(実績) →

※()内は、2019~2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2巡目(2019~2023年度)の点検結果



※()内は、2019~2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:83%、完了した割合は、国土交通省:82%、高速道路会社:85%、地方公共団体:66%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2022年度末時点		
					点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,340	3,340 (100%)	2,724 (82%)	0 (0%)	2014	95%					100%	3,283 (98%)	2,254 (67%)
					2015	90%				100%			
					2016	83%				100%			
					2017	78%				100%			
					2018	65%				100%			
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	2,164 (85%)	0 (0%)	2014	88%					100%	2,352 (93%)	1,893 (75%)
					2015	93%				100%			
					2016	87%				100%			
					2017	90%				100%			
					2018	74%				100%			
地方公共団体	60,482	50,129 (83%)	39,688 (66%)	10,353 (17%)	2014	80%					90%	41,868 (68%)	32,188 (53%)
					2015	72%				87%			
					2016	67%				83%			
					2017	57%				77%			
					2018	54%				79%			
都道府県 政令市等	19,814	18,238 (92%)	14,298 (72%)	1,576 (8%)	2014	87%					97%	16,697 (83%)	12,420 (62%)
					2015	79%				95%			
					2016	72%				91%			
					2017	62%				87%			
					2018	63%				92%			
市区町村	40,668	31,891 (78%)	25,390 (62%)	8,777 (22%)	2014	75%					85%	25,171 (61%)	19,812 (48%)
					2015	69%				84%			
					2016	64%				80%			
					2017	55%				73%			
					2018	49%				70%			
合計	66,354	56,001(84%)	44,576(67%)	10,353(16%)		67%				84%	47,503(71%)	36,335(54%)	

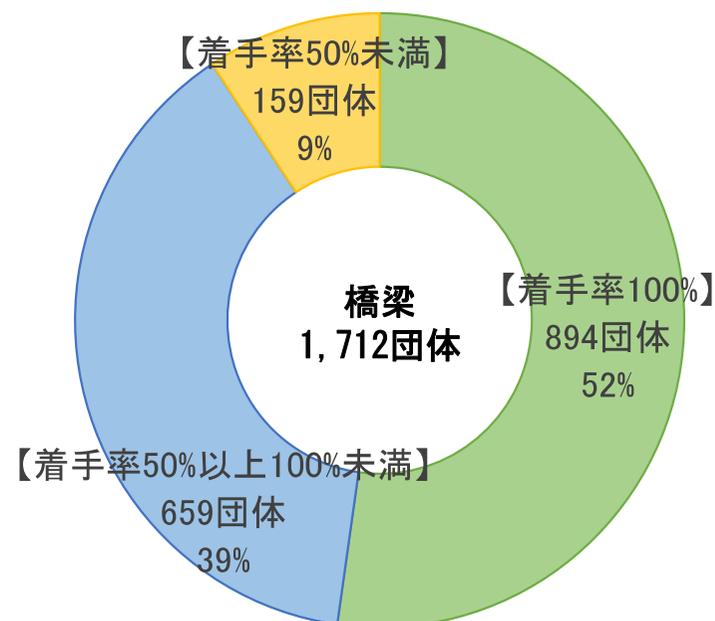
↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

1巡目点検(2014-18)の実施施設(橋梁)に対する地方公共団体の修繕等措置の着手状況

- 1巡目点検(2014-2018年度)において早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁に着手した割合は、地方公共団体によって差があり、1巡目点検で区分Ⅲ又はⅣと判定された施設を管理している1,712団体のうち、
- ・ 着手率100%の地方公共団体が894団体(52%)ある一方で、
 - ・ 着手率50%以上100%未満が 659団体(39%)
 - ・ 着手率50%未満が 159団体(9%)
- であり、地方公共団体によって差がでてきている。

1巡目点検判定区分ⅢⅣ施設に対する修繕等措置の着手状況



※点検対象外等となり、現在、1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設を管理していない団体を除く。

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:95%、完了した割合は、国土交通省:98%、高速道路会社:95%、地方公共団体:82%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

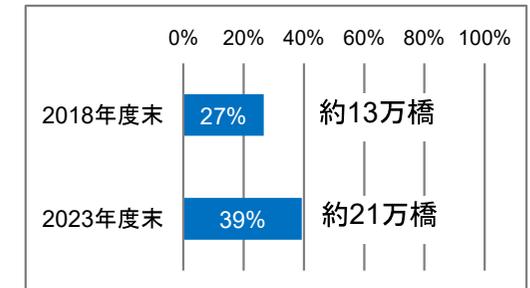
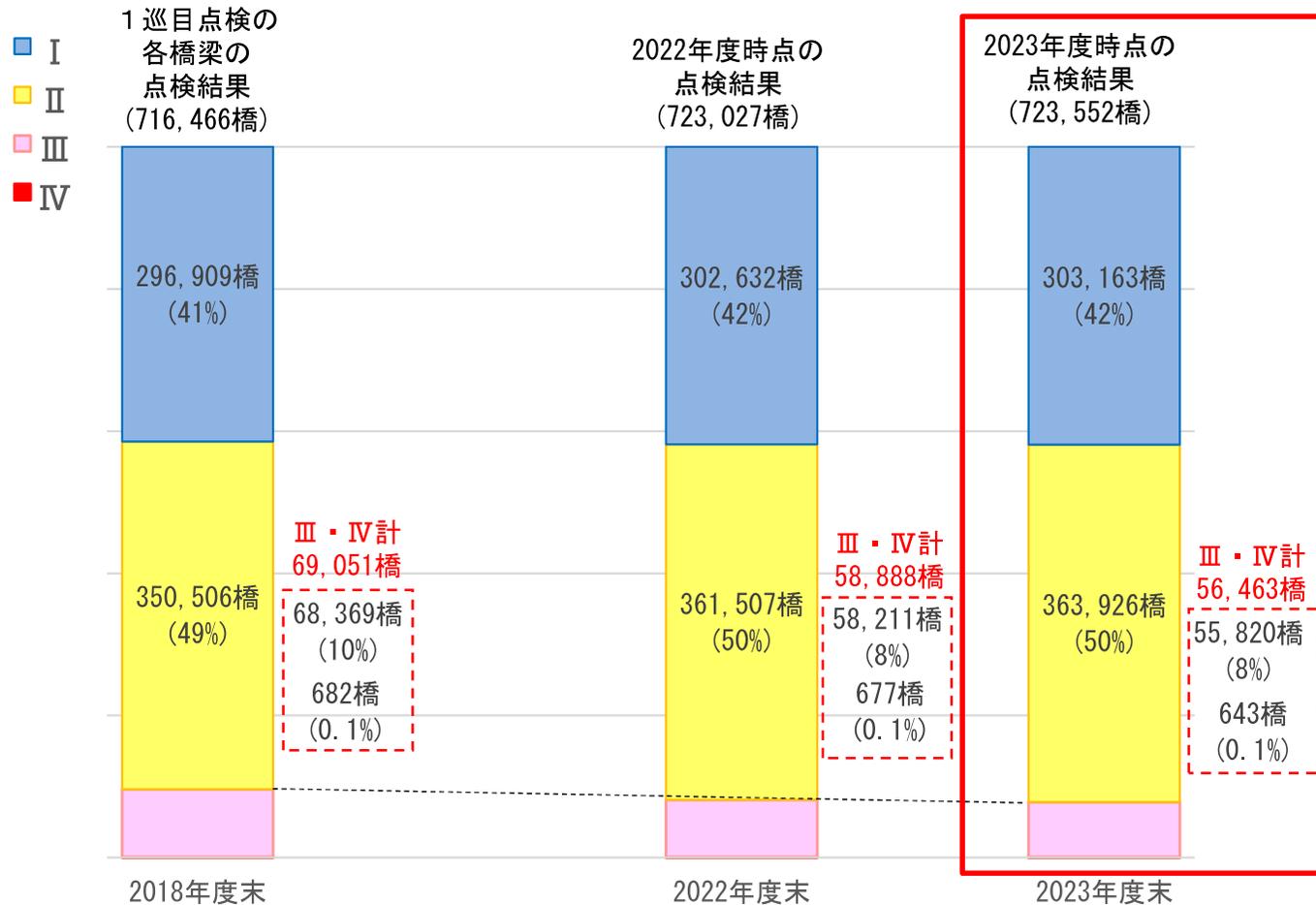
管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)		(参考)2022年度末時点		
				点検年度	0% 20% 40% 60% 80% 100%	措置に着手済の施設数	うち完了	
国土交通省	503	503 (100%)	0 (0%)	2014	100%	100%	497 (99%)	451 (89%)
				2015	98%	100%		
				2016	97%	100%		
				2017	97%	100%		
				2018	100%	100%		
高速道路会社	692	692 (100%)	0 (0%)	2014	97%	100%	687 (99%)	635 (92%)
				2015	98%	100%		
				2016	98%	100%		
				2017	89%	100%		
				2018	84%	100%		
地方公共団体	3,131	2,964 (95%)	167 (5%)	2014	88%	94%	2,862 (91%)	2,246 (71%)
				2015	88%	97%		
				2016	89%	99%		
				2017	83%	96%		
				2018	71%	90%		
都道府県 政令市等	2,315	2,299 (99%)	16 (1%)	2014	98%	100%	2,296 (99%)	1,888 (81%)
				2015	90%	98%		
				2016	92%	99.6%		
				2017	90%	99.6%		
				2018	87%	99%		
市区町村	816	665 (81%)	151 (19%)	2014	67%	83%	566 (69%)	358 (43%)
				2015	70%	85%		
				2016	73%	94%		
				2017	54%	82%		
				2018	52%	78%		
合計	4,326	4,159(96%)	167(4%)		86%	96%	4,046(93%)	3,332(77%)

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

完了済 着手済
2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

2023年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：42%、Ⅱ：50%、Ⅲ：8%、Ⅳ：0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は56,464橋であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。



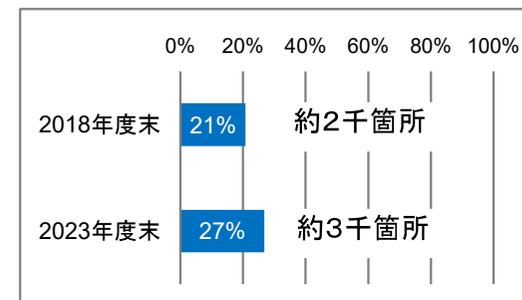
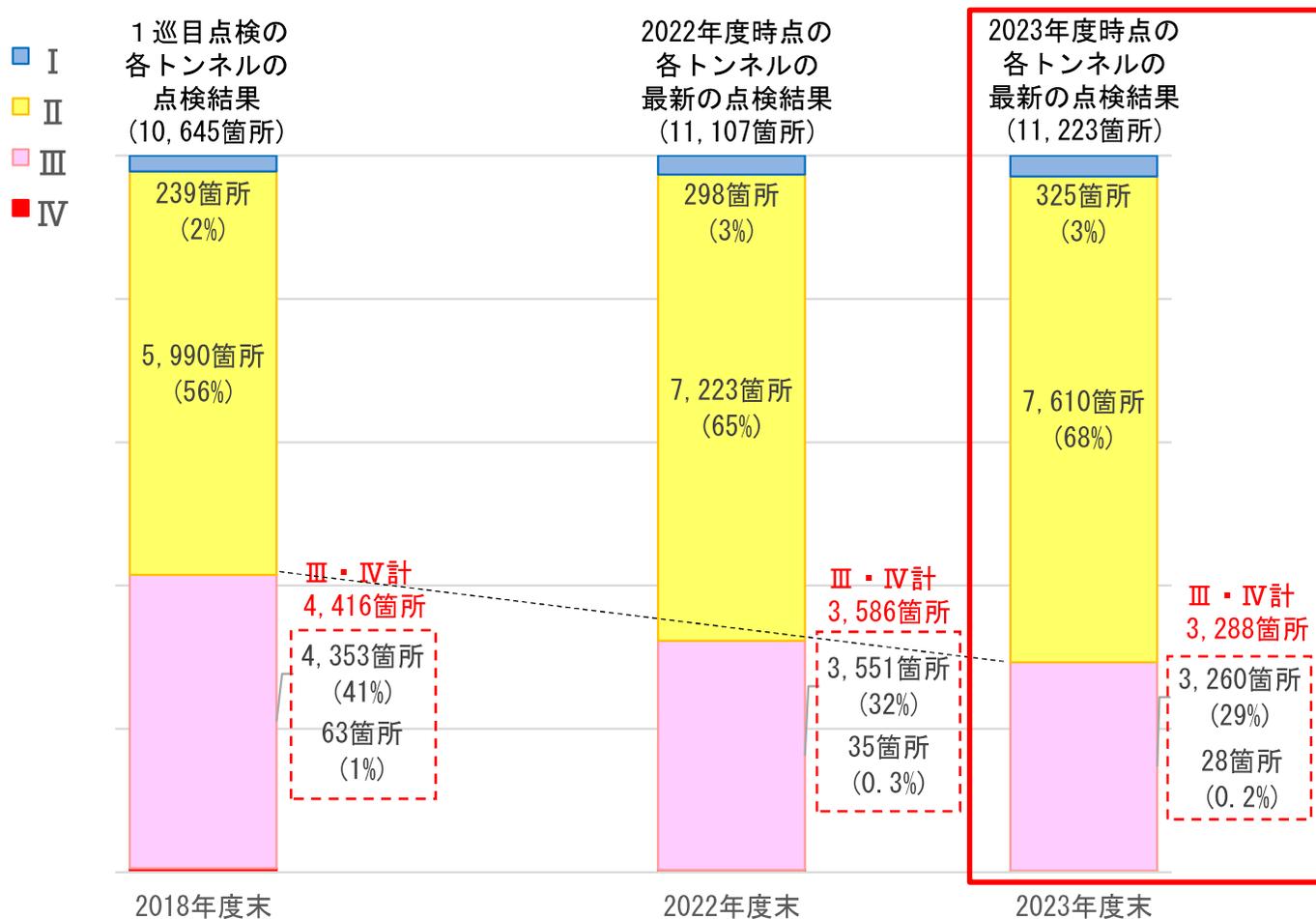
(参考) 建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

2023年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：3%、Ⅱ：68%、Ⅲ：29%、Ⅳ：0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,288箇所であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。



(参考)建設後50年を経過したトンネルの割合

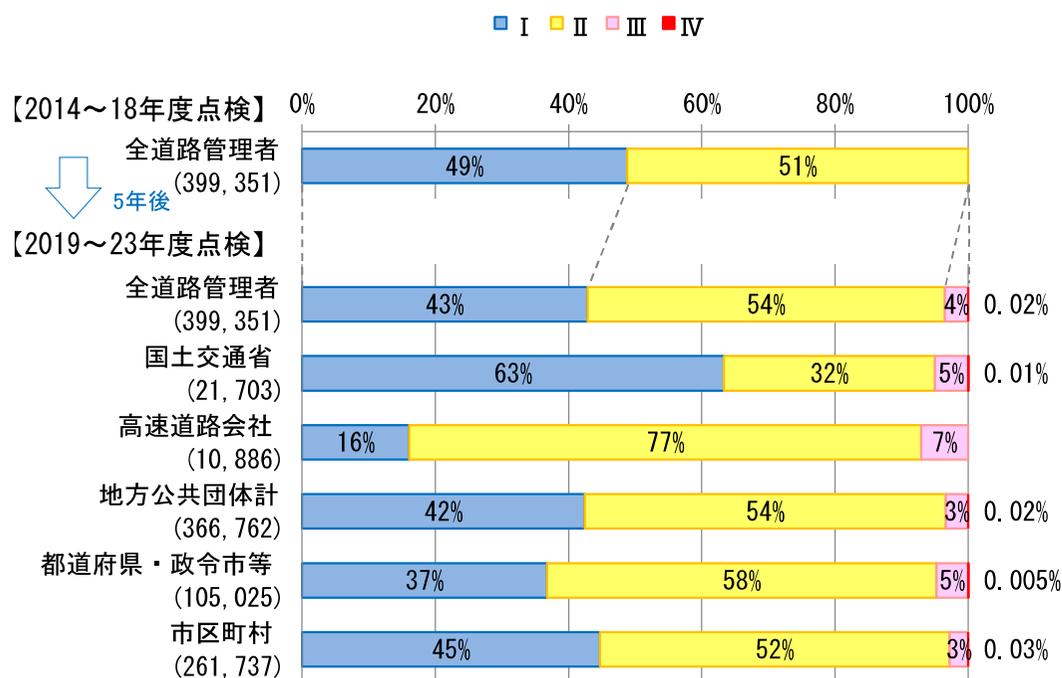
※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

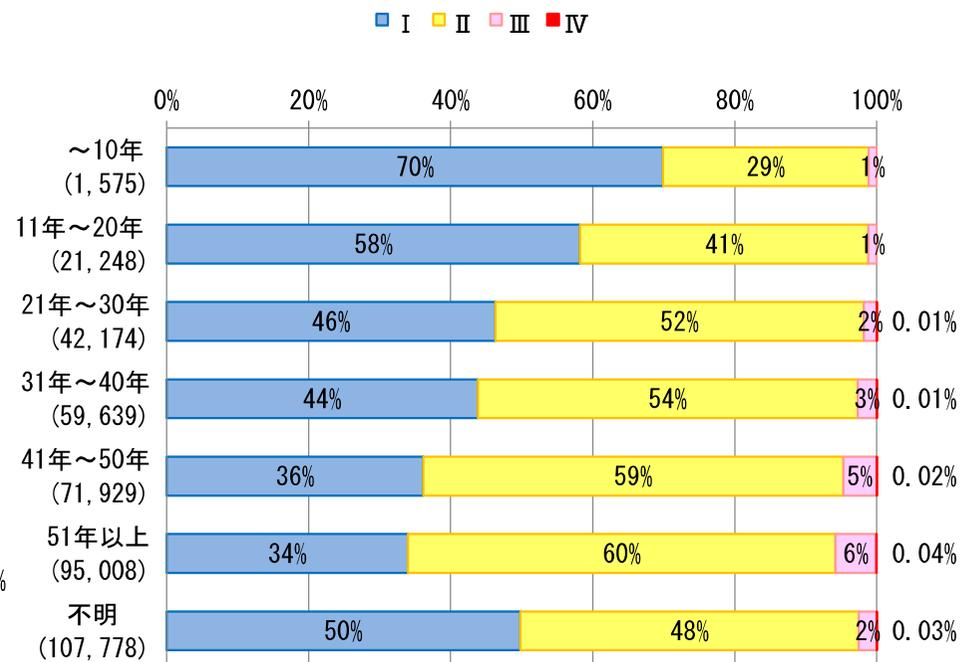
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(橋梁)

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で4%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)

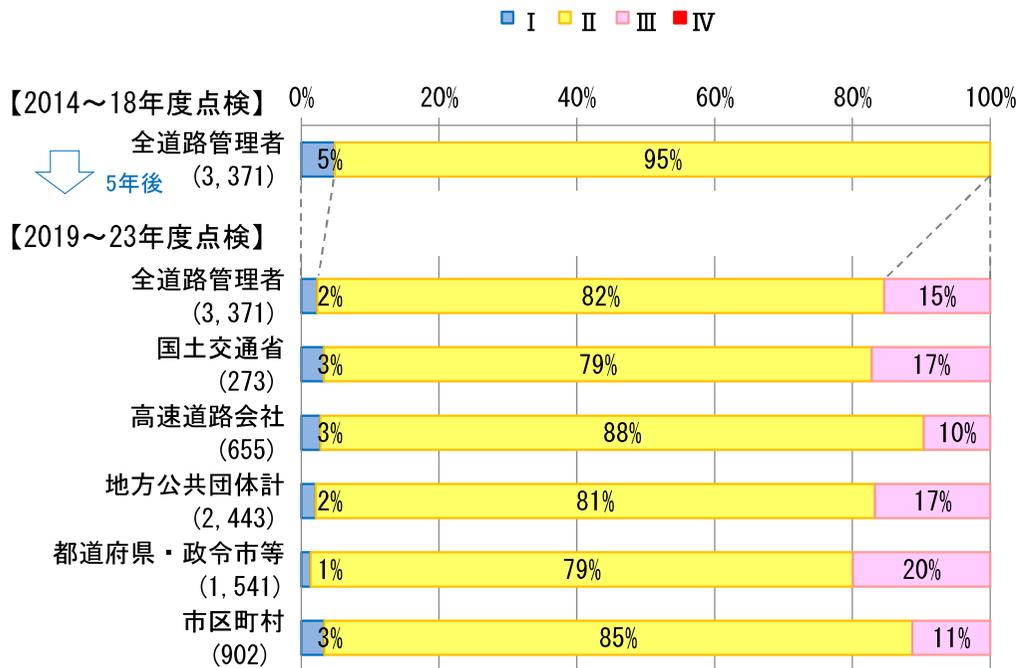


※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施した橋梁の合計
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

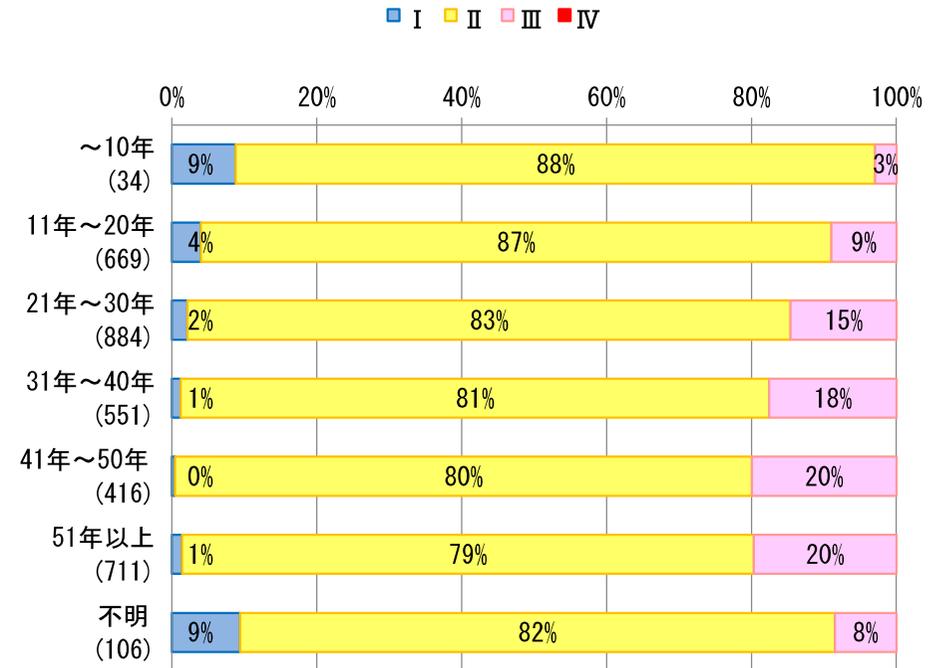
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(トンネル) 国土交通省

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移したトンネルの割合は全道路管理者合計で15%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなったトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施したトンネルの合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。